

『消すまでは心の警報 ONのまま』

これから空気が乾燥し、火災が発生しやすい時季を迎えます。火災の発生を防止し、高齢者などを中心とする死者の発生を減少させるとともに財産の損失を防ぎましょう。

【市の重点目標】

- ①住宅防火対策の推進
一人暮らし高齢者宅の防火診断などを実施します。
- ②特定防火対象物などにおける防火安全対策の徹底
老人福祉施設の避難訓練などを実施して安全対策を図ります。
- ③製品火災の発生防止に向けた取り組みの推進
市ホームページに掲載して広報を図ります。
- ④「交通・防災」↓「消防本部」
多数の観客などが参加する行事に対する火災予防指導の徹底

開催の都度指導を徹底して行事の安全確保を図ります。



「住宅用火災警報器」取り付けただけではダメ！

▼電池切れおよび機器が異常の場合
「ピッ、ピッ、ピッ」と一定の間隔で鳴る場合は、電池切れや機器の異常の可能性があります。ほとんどのものは電池寿命10年タイプです。機器交換をしましょう。
▼定期的に作動を確認
ボタンを押す、またはひもを引いて作動を確認し、定期的に家族で警報音を聞いてみ

ましよう。
【音が鳴らない場合】電池切れまたは機器本体の故障の場合がありますので、取扱説明書などで確認してください。
住宅用火災警報器は、1個取り付けただけでは不十分です。台所、各寝室、階段の上端（天井面）に取り付けることで安全が確保され、安心して暮らすことができます。安全・安心は、登米市の願いであり、市民の皆さんのためにあります。

【ご相談・問い合わせ】

- ▼市消防本部予防課
☎0220(22)1900
- ▼市消防署
☎0220(22)2119
- ▼東出張所
☎0220(42)2119
- ▼西出張所
☎0220(58)2119
- ▼南出張所
☎0225(76)4119
- ▼北出張所
☎0228(34)2119
- ▼津山出張所
☎0225(68)3119

◆市外で被災された人対象◆ 災害公営住宅への入居意向確認について

市では、これまで東日本大震災時に市内に居住されていた人を対象に災害公営住宅への意向調査を行ってきました。今回、**市外で被災し、市内に住所を移した人、もしくは定住を希望する人**で、市が建設する災害公営住宅へ入居を希望される人へ意向確認を行います。

今回の確認は、今後の建設戸数を把握するために行うもので、入居募集とは異なります。そのため、**入居希望の人でも必ずしも入居が可能となる訳ではありません**ので、ご注意願います。入居を希望される人は、下記までお問

い合わせください。
【対象者】 次の①～③の条件を備えた人
①登米市民(登米市に住所を移された人)もしくは市内に定住を希望する人
②震災時に市外で被災し住居を失い、現在住宅に困っている人
③他市町村の災害公営住宅、集団移転事業などに申し込みされていない人
【意向調査期間】 11月1日(金)から11月20日(水)(土・日・祝日は除きます)午前9時から午後5時まで
【問い合わせ】 建設部住宅都市整備課
☎0220(34)2316(直通)

新監査委員に 千葉良悦さん

人事



清水上芳江さんの後任に、10月14日付で千葉良悦さん(米山町)が選任されました。任期は平成29年10月13日までです。

記帳説明会を開催します

平成26年1月から、事業所得(営業・農業)や不動産所得などを生ずべき業務を行う全ての人に記帳・帳簿などの保存制度が適用されます。

所得税の申告が必要な人だけでなく、住民税申告の人も記帳・帳簿などの保存制度の対象となります。新たに記帳をする人や記帳の仕方が分からない人のために、保存制度の概要や記帳の仕方などを説明する「記帳説明会」を次のとおり開催しますので、ぜひご参加ください。

なお、青色申告者への決算説明会は別途開催されます。

【問い合わせ】 佐沼税務署
☎0220(22)2501
総務部税務課(市民税係)
☎0220(22)2163



■開催日、開催場所

開催月日 (平成25年)	開催場所	開催時間	
		(午前の部) 午前10時30分～	(午後の部) 午後1時30分～
11月18日(月)	中田農村環境改善センター (多目的ホール)	営業・不動産所得のある人	農業所得のある人
11月20日(水)	【住所】登米市中田町上沼 字西桜場18番地	農業所得のある人	営業・不動産所得のある人

※両日とも同じ内容の説明となります(時間は1時間から1時間30分程度)。説明者は佐沼税務署職員の予定です。

11月は「児童虐待防止 推進月間」です

児童虐待は、社会全体で解決すべき問題です。虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときや、ご自身が出産や子育てに悩んだときには、次の相談窓口ご連絡してください。
連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。連絡は匿名で行うこともできます。

平成25年度標語

『さしのべた
その手が子どもの 命綱』

【相談窓口・問い合わせ】

- ▼福祉事務所子育て支援課
☎0220(58)5562
 - ▼県東部保健福祉事務所登米地域事務所
☎0220(22)6118
 - ▼県東部児童相談所
☎0225(95)1121
- ※相談は、月曜日から金曜日(祝日を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。